

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年1月28日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900152 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900024 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 製造所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A 社に入社し、3 か月の研修を終えて正式に配属が決まり異動したが、その際の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会が提出した厚生年金基金加入員台帳の記録により、請求者は、請求期間において、A 社 B 製造所に継続して勤務（昭和 54 年 7 月 1 日に A 社 B 製造所から本社に異動）し、昭和 54 年 6 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 製造所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。